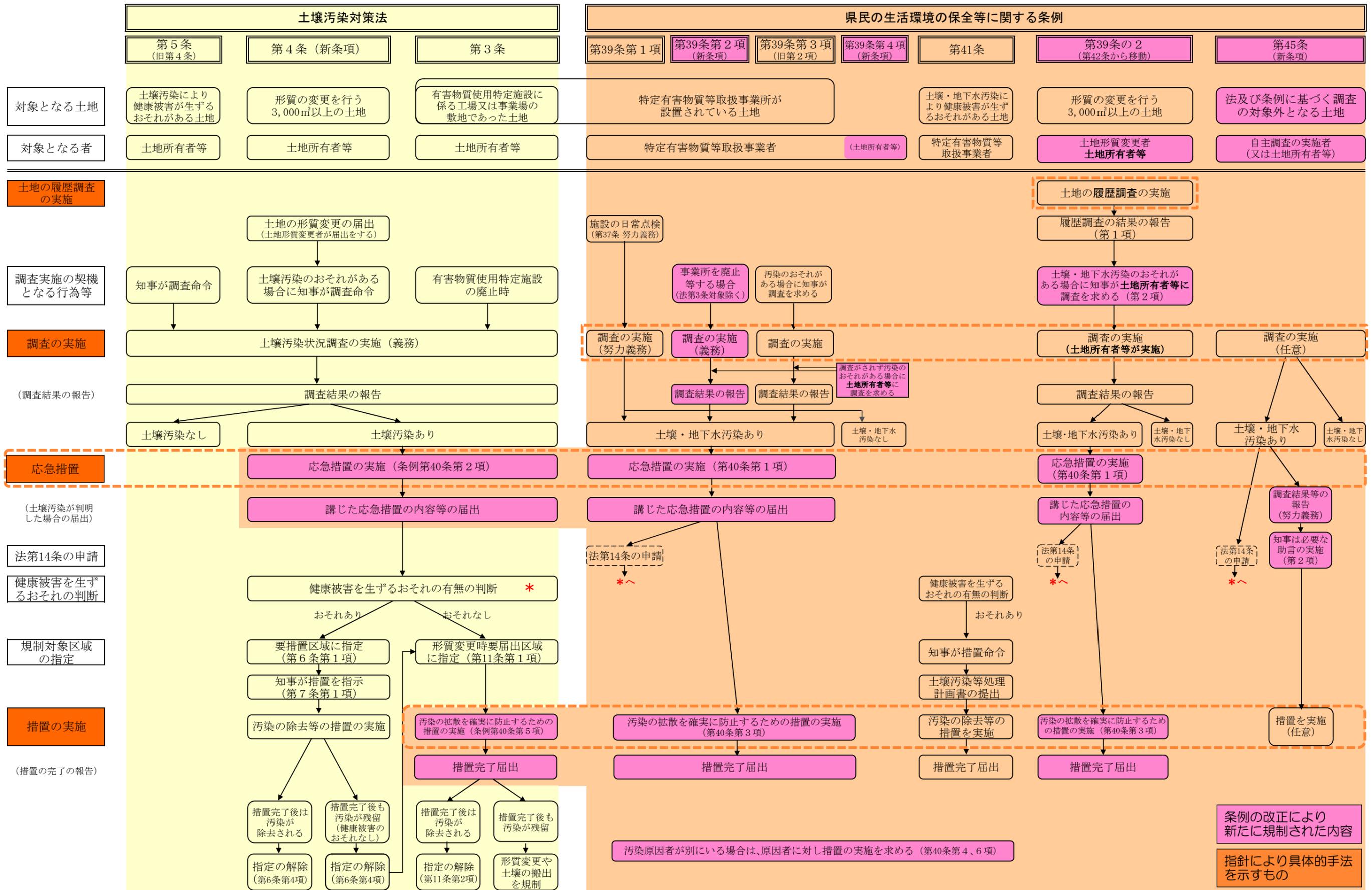


# 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の仕組み



※ 規制対象区域から汚染土壌を搬出する場合、汚染土壌処理業の許可を受けた者に委託しなければならない等の規制が課される

※ 法で規定する規制対象区域以外の土壌汚染が判明した土地から汚染された土壌を搬出する場合、法の運搬基準を遵守することや、管理票を使用することについて指針にて規定する

条例の改正により新たに規制された内容  
指針により具体的手法を示すもの